

非効率石炭火力のフェードアウトの動きについて

- 令和 2 年 7 月 3 日に経済産業大臣が、非効率な石炭火力の「2030年までのフェードアウト」や再エネ導入の加速化に向けた新たな仕組みの導入の検討を開始する旨を記者会見で述べた。
- これを受け、7月13日に開催された資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第26回電力・ガス基本政策小委員会で、2030年に向けて非効率石炭火力のフェードアウトを確かなものにする新たな規制的措置等の具体策の今後の検討の方向性について議論が開始された。
- なお、これらエネルギーに関する総合的な政策は、資源エネルギー庁が所掌している。

【第26回電力・ガス基本政策小委員会資料より】

◆エネルギー基本計画（H30.7）について

- ・第2節 2030年に向けた政策対応

5. 化石燃料の効率的・安定的な利用

(1) 高効率石炭・LNG火力発電の有効活用の促進

今後、これらの規制的措置の実効性をより高めるため、非効率な石炭火力（超臨界圧以下）に対する、新設を制限することを含めたフェードアウトを促す仕組みや、2030年度に向けて着実な進捗を促すための中間評価の基準の設定等の具体的な措置を講じていく。

◆非効率石炭火発のフェードアウトについて

- ・足下の石炭火力比率は32%（うち非効率石炭は16%）。
一方、エネルギーミックスにおける2030年度の石炭火力比率は26%。
- ・今後、建設中の最新鋭の石炭火力の運転開始も見込まれる中、エネルギーミックスの達成には、非効率石炭火力による発電をできる限りゼロに近づけていく必要がある。
- ・発電技術別の施設数

発電技術	発電効率	基数
石炭ガス化複合発電（IGCC）	46～50%	26基
超々臨界圧（USC）	41～43%	
超臨界圧（SC）	38～40%	114基
亜臨界圧（SUB-C）	38%以下	

※「エネルギー基本計画」では、非効率な石炭火発は超臨界圧（SC）以下とされている。

福島県地球温暖化対策推進計画について

- 県では、県地球温暖化対策推進計画（H29.3）に基づき、温室効果ガス排出抑制等に関する施策について次の6つの視点で地球温暖化対策を推進している。
- 地球温暖化対策は、県民一人一人のライフスタイルやビジネススタイルの見直しはもとより、製造工程の省エネルギー対策、環境配慮型住宅・建築物の導入促進、交通運輸対策、再生可能エネルギーの導入促進、これらを総合的・広域的に対応する地域づくり、森林の適正な整備や森林資源の有効活用など社会経済システムのあらゆる分野に及ぶことから、県民、事業者、団体及び行政等あらゆる主体が一丸となって県民運動として展開を図るとともに、県においては部局連携のもと全庁的に施策を進めている。

【温室効果ガス削減対策の体系】

（視点1）県民総ぐるみの省エネルギー対策（43施策）

施策：「福島議定書」事業等による省エネの取組や、省エネ設備導入の推進等

（視点2）再生可能エネルギーの飛躍的な推進（11施策）

施策：再エネアクションプランに基づく再エネ導入の推進等

（視点3）持続的な吸収源対策（14施策）

施策：新たな木材製品の需要の創出などによる森林整備の推進等

（視点4）環境・エネルギー産業の活性化（13施策）

施策：関係機関が連携した研究開発の推進や水素社会に向けた対応等

（視点5）未来のための環境・エネルギー教育（8施策）

施策：家庭や地域における省エネ意識醸成や最新の知見の普及等

（視点6）低炭素型の地域づくり（6施策）

施策：市町村を中心とした低炭素型地域づくりの取組推進等

- 温室効果ガス排出削減目標
 - ・2020年度 2013年度比マイナス25%
 - ・2030年度 2013年度比マイナス45%
- 計画の位置づけ
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画
 - ・福島県環境基本計画の個別計画
- 計画期間
 - ・2013年度（平成25年度）を初年度とし2020年度（平成32年度）を目標年度とする8ヶ年計画